

# 彦根市農山漁村再生可能エネルギー 基本計画

令和元年10月  
彦 根 市

## 1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

彦根市は、滋賀県のほぼ中央部、琵琶湖の東岸に位置し、市域面積は陸地面積が98.28平方キロメートル、琵琶湖の面積が98.59平方キロメートルである。市域を南北に三分割すると、北部が特定農山村地域に指定された中山間地域、中央部が市街化区域、南部が農業振興地域となっており、特に南部地域では認定農業者や集落営農組織などの地域農業の担い手を基軸として高低差のほとんどない農用地を活用し、米・麦・大豆の作付けを主流とした土地利用型農業を展開し、農業が盛んな地域である。

しかしながら、本市においても、全国的に問題となっている高齢化による農業者の減少や土地持ち非農家の増加といった課題を抱えているとともに、耕作放棄地が年々増加している状況にある。

他方、本市は農地や森林、琵琶湖を始めとする豊かな水源を有す自然豊かな地方都市であり、広々とした田園風景や里山風景など景観を形成する大切な要素であるとともに、本市の第一次産業を支える必要不可欠な資源である。

このようなことから、荒廃農地・耕作放棄地といった生産性が期待できない農地を活用した太陽光発電設備の整備を行い、環境負荷の軽減や景観への影響を考慮するとともに、地域の農業者が主体的な役割を果たしながら、再生可能エネルギーの発電事業に取り組むことにより、発電事業により得た収益の一部を地域に還元し、地域の農業へ資するよう努めるものとする。

## 2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	面積	備考
石寺	彦根市石寺町大谷1856ほか 67筆	53,859.63㎡	太陽光発電設備の整備

## 3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
石寺	太陽光発電	3.6MW	

## 4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

地区	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域および当該確保に関する事項
石寺	なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備考
発電事業者が売電収入の一部を地域へ還元し、農地等の整備を行うとともに、除草等の維持管理を適切に実行する等、良好な景観の維持や周辺農地の保全、農業の生産性の向上に資する取組を行うことにより、地域農業の振興を図る。	

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

発電事業者は、環境保全と創造に関する社会的責任を認識して、その事業活動に伴う周辺環境への支障を防止し、環境への負荷の低減に努めるとともに、資源及びエネルギーの消費を抑制し、これらの循環的利用を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指す。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

計画地周辺は荒神山を始めとする豊かな自然や広々とした田園景観などの多様な自然資源に恵まれていることから、発電事業者は、自らも景観形成の主体であることを認識し、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行うとともに、自主的、かつ、積極的に景観形成に寄与するよう努めるものとする。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

発電事業者が地域の農林水産業の健全な発展に資する取組を行いながら、再生可能エネルギーによる発電事業を適切に実施することを目標とする。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1) の目標の達成度合いを確認するため、発電事業者は本市に対し毎年度、認定した設備整備計画の実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況）を報告することとする。

万が一、目標が達成されない場合は、本市は達成に向けて必要な是正措置を講じるものとする。

## 8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止または廃止する場合は、発電事業者が直ちに発電設備の撤去および土地の原状回復（更地にして地権者に返還する）の義務を負い、設備撤去および原状回復に係る費用を全額負担することとする。

設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、設備撤去・原状回復されない場合の損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金について、地権者と発電事業者の間の契約等に含まれているかを確認することとする。

## 9. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

### (1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

### (2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、設備撤去時の契約を確認することとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、設備整備計画の実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

### (3) 区域外の関係者との連携

本市と発電事業者は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。

### (4) 基本計画の見直し

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の追加など、基本計画に改正の必要が生じた場合は、その時の最新情勢を考慮して基本計画を見直すこととする。

## 別紙

計画区域地番一覧表

	区域の所在		地目	面積	備考
1	彦根市石寺町大谷	1856(一部)	田	725.96m <sup>2</sup>	太陽光発電設備の整備
2	彦根市石寺町大谷	1857(一部)	田	717.93m <sup>2</sup>	〃
3	彦根市石寺町大谷	1858(一部)	田	76.52m <sup>2</sup>	〃
4	彦根市石寺町大谷	1859(一部)	田	37.82m <sup>2</sup>	〃
5	彦根市石寺町大谷	1876(一部)	田	29.25m <sup>2</sup>	〃
6	彦根市石寺町大谷	1877(一部)	田	28.96m <sup>2</sup>	〃
7	彦根市石寺町大谷	1878(一部)	田	43.71m <sup>2</sup>	〃
8	彦根市石寺町大谷	1879(一部)	田	714.25m <sup>2</sup>	〃
9	彦根市石寺町大谷	1880(一部)	田	975.54m <sup>2</sup>	〃
10	彦根市石寺町大谷	1881(一部)	田	247.40m <sup>2</sup>	〃
11	彦根市石寺町大谷	1882(一部)	田	391.85m <sup>2</sup>	〃
12	彦根市石寺町大谷	1883(一部)	田	311.90m <sup>2</sup>	〃
13	彦根市石寺町大谷	1884	田	332.22m <sup>2</sup>	〃
14	彦根市石寺町大谷	1885	田	229.23m <sup>2</sup>	〃
15	彦根市石寺町大谷	1886	田	322.22m <sup>2</sup>	〃
16	彦根市石寺町大谷	1887	田	201.22m <sup>2</sup>	〃
17	彦根市石寺町大谷	1888	田	945.22m <sup>2</sup>	〃
18	彦根市石寺町大谷	1889	田	1,878.21m <sup>2</sup>	〃
19	彦根市石寺町大谷	1890	田	117.22m <sup>2</sup>	〃
20	彦根市石寺町大谷	1891	田	93.20m <sup>2</sup>	〃
21	彦根市石寺町大谷	1892	田	192.20m <sup>2</sup>	〃
22	彦根市石寺町大谷	1893	田	121.20m <sup>2</sup>	〃
23	彦根市石寺町大谷	1894	田	187.23m <sup>2</sup>	〃
24	彦根市石寺町大谷	1895	田	808.23m <sup>2</sup>	〃
25	彦根市石寺町大谷	1896	田	466.21m <sup>2</sup>	〃
26	彦根市石寺町大谷	1897	田	2,127.26m <sup>2</sup>	〃
27	彦根市石寺町大谷	1898	田	466.21m <sup>2</sup>	〃
28	彦根市石寺町大谷	1899	田	932.25m <sup>2</sup>	〃
29	彦根市石寺町大谷	1900	田	899.24m <sup>2</sup>	〃
30	彦根市石寺町大谷	1901	田	371.22m <sup>2</sup>	〃
31	彦根市石寺町大谷	1902	田	944.22m <sup>2</sup>	〃
32	彦根市石寺町大谷	1903	田	946.25m <sup>2</sup>	〃
33	彦根市石寺町大谷	1904(一部)	田	883.20m <sup>2</sup>	〃
34	彦根市石寺町大谷	1905(一部)	田	715.25m <sup>2</sup>	〃
35	彦根市石寺町大谷	1906(一部)	田	555.25m <sup>2</sup>	〃
36	彦根市石寺町大谷	1907(一部)	田	590.00m <sup>2</sup>	〃
37	彦根市石寺町八文字	1918(一部)	田	353.44m <sup>2</sup>	〃

	区域の所在		地目	面積	備考
38	彦根市石寺町八文子	1919	田	1,407.24m <sup>2</sup>	太陽光発電設備の整備
39	彦根市石寺町八文子	1920	田	290.23m <sup>2</sup>	〃
40	彦根市石寺町八文子	1921	田	423.20m <sup>2</sup>	〃
41	彦根市石寺町八文子	1922	田	315.23m <sup>2</sup>	〃
42	彦根市石寺町八文子	1923	田	332.20m <sup>2</sup>	〃
43	彦根市石寺町八文子	1924	田	1,940.21m <sup>2</sup>	〃
44	彦根市石寺町八文子	1925	田	229.21m <sup>2</sup>	〃
45	彦根市石寺町八文子	1926	田	323.21m <sup>2</sup>	〃
46	彦根市石寺町八文子	1927	田	200.20m <sup>2</sup>	〃
47	彦根市石寺町八文子	1928	田	945.23m <sup>2</sup>	〃
48	彦根市石寺町八文子	1929	田	1,879.24m <sup>2</sup>	〃
49	彦根市石寺町八文子	1930	田	1,928.20m <sup>2</sup>	〃
50	彦根市石寺町八文子	1931	田	2,345.22m <sup>2</sup>	〃
51	彦根市石寺町八文子	1932	田	4,223.25m <sup>2</sup>	〃
52	彦根市石寺町八文子	1933	田	466.20m <sup>2</sup>	〃
53	彦根市石寺町八文子	1934	田	932.20m <sup>2</sup>	〃
54	彦根市石寺町八文子	1935	田	899.24m <sup>2</sup>	〃
55	彦根市石寺町八文子	1936	田	2,332.22m <sup>2</sup>	〃
56	彦根市石寺町八文子	1937	田	371.21m <sup>2</sup>	〃
57	彦根市石寺町八文子	1938	田	944.23m <sup>2</sup>	〃
58	彦根市石寺町八文子	1939(一部)	田	865.27m <sup>2</sup>	〃
59	彦根市石寺町八文子	1955(一部)	田	280.51m <sup>2</sup>	〃
60	彦根市石寺町八文子	1956	田	315.22m <sup>2</sup>	〃
61	彦根市石寺町八文子	1957	田	332.21m <sup>2</sup>	〃
62	彦根市石寺町八文子	1958	田	1,934.09m <sup>2</sup>	〃
63	彦根市石寺町八文子	1959	田	322.23m <sup>2</sup>	〃
64	彦根市石寺町八文子	1960	田	945.27m <sup>2</sup>	〃
65	彦根市石寺町八文子	1961	田	1,879.26m <sup>2</sup>	〃
66	彦根市石寺町八文子	1962	田	1,928.22m <sup>2</sup>	〃
67	彦根市石寺町八文子	1963	田	2,351.29m <sup>2</sup>	〃
計				53,859.63m <sup>2</sup>	〃